



●トピックス(1) ●トラブル事例(2～3) ●お知らせ(4)

ほくは「sapo之助」、消費者をサポートする(助ける)長崎県消費生活センターのマスコットでござる。



一人暮らしをはじめる皆さんへ



春は、進学や就職で多くの若者が親元を離れ、夢と期待に胸を膨らませて、新しい人生のステージへと踏み出す季節です。一人暮らしを始めると、自分で決めなければならない「契約」の機会が増え、消費者トラブルに巻き込まれることもあるでしょう。悪質業者は、社会経験の浅い若者を狙って、さまざまな手口で待ち構えています。

若者を狙う、こんな悪質商法にご注意!!

● ワンクリック請求

パソコンで「無料」と書かれたサイトをクリックしたところ突然登録となり高額な登録料を請求された。



● キャッチセールス

駅前でアンケートに答えた後、営業所に連れて行かれ、そこで長時間にわたって化粧品を勧められ、契約してしまった。



● マルチ商法(ネットワークビジネス)

大学の友人から、「会員を増やせば簡単に儲かる」と誘われ、契約をしてしまったが、会員を勧誘できず、多額の借金と商品が残った。



● アポイントメントセールス

「景品が当たりました」と電話があり、受け取りに行ったら高額なアクセサリを契約させられた。



トラブルに巻き込まれないためには・・・

- ◎知らない人からの電話、メール、路上での誘いなどには、安易に応じない。
- ◎必要ないものはきっぱり断る。
- ◎身に覚えのない請求は無視、相手に連絡しない。
- ◎「絶対に儲かる」「簡単に収入を得ることができる」など甘い言葉は信じない。



それでもトラブルに巻き込まれてしまったら・・・

すぐに短縮電話番号「**188**」(トラブルは「イ・ヤ・ヤ」)に連絡しましょう。最寄りの消費生活センターなど相談窓口につながります。

ワンクリック請求 無料のはずが高額請求!?



「興味本位でアダルトサイトにアクセスしたら無料動画があったので画面の指示に従い進んでいくと、突然、登録完了となった。画面には12万円の請求とカウントダウンの数字が表示されており、驚いてサイト業者に電話したところ、今日から3日を過ぎると延滞料が加算されると言われた。無料動画だったはずなのに納得できない。請求画面も消えない。どうしたらいいか。

(70歳代男性)



インターネットで「はい」や「実行」などのボタンをクリックする場合、表示内容が分からないときは不用意に先に進まないことです。うっかりクリックした場合でも、業者が申込み内容を確認・訂正する画面表示をしていない場合は、契約は無効であり代金を支払う必要はありません。

請求画面の除去については、独立行政法人情報処理推進機構(IIPA)の「情報セキュリティ安心相談窓口」を参考にしてください。

ワンクリック請求では、利用者に心理的な不安や焦燥感を与えてサイトに連絡させようとします。連絡するとメールアドレスや電話番号などの個人情報を与えることになり、業者は利用者を脅してお金を振り込ませます。請求を受けた場合はサイトに連絡してはいけません。

どうしても不安な場合は、最寄りの消費生活センターや町役場の相談窓口にご相談しましょう。

ご注意ください! 予期せぬライター事故



タバコを買ったらおまけのライターがついてきた。そのライターでタバコに火をつけて車を運転していたら焦げ臭さを感じた。しばらくしてライターを入れていたドアポケットの中が燃えているのに気付いた。すぐに車を止めて消火したが、一つ間違えば大きな事故になるところだ。原因を調べてほしいが、問題のライターは処分してしまった。

(40代、男性)



ライターは、手軽で便利な着火道具として生活に身近なものですが、使用方法を間違えたり、注意を怠ったりすると事故の原因にもなります。

ライターの使用後は、火が完全に消えていることを確認しましょう。

自動車内などへの放置による事故は、高温の場所で使い捨てライターなどが破裂したというものです。ダッシュボードの上など高温な場所にライターを置いてはいけません。

また、子どもの目につく所、手の届く所にはライターを置かないように注意しましょう。

事故が起きた場合は、製品を保管し現場の写真を撮るなど状況を詳しく記録し業者に伝えましょう。

インターネット通販の詐欺的サイトにご注意！



ネット通販サイトを見ていたら、有名ブランドのサングラスが通常2万円のところ数量限定の半額以下で販売されていたので注文フォームに入力して注文した。代金は前払いで、翌日、指定の個人名義の口座に入金した。商品は入金後すぐに発送されることになっていたが、10日経っても届かない。サイトに記載してあった電話番号に連絡したがつながったのは全く別の業者だった。メールも返信はない。どうすればいいか。

(30代女性)



「代金を前払いしたが商品が届かない」「偽物商品が届いた」など詐欺的サイトによる被害が発生しています。ほとんどは日本語で書かれた海外サイトです。

大手企業や有名ブランドのロゴを無断で使用したり、中には既存の通販サイトをそっくりコピーしたサイトもあります。トラブルに気付いてから業者と連絡を取ろうとしても相手に通じないケースが多く、被害回復は容易ではありません。注文の前に本物のサイトかどうかを確認し、慎重に見極めることが必要です。

今回の事例は、結局業者との連絡がとれず相談終了となりましたが、ケースによっては被害の救済方法を検討できる場合もありますので、トラブルになったら、最寄りの消費生活センターや町役場の相談窓口にご相談しましょう。



sapo之助の消費生活講座

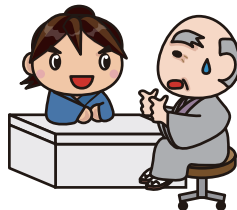


『特定商取引法』は、訪問販売や電話勧誘販売など、消費者トラブルがおきやすい特定の取引形態を対象にした法律です。事業者の不適切な勧誘、取引を取り締まるための「行為規制」やトラブル防止・解決のための「民事ルール」(クーリング・オフなど)が定められていますが、法律の一部が改正され、平成29年12月1日に施行されました。

【主な改正のポイント】

- ★電話勧誘販売で、同種の商品(健康食品、ふとん等の寝具、化粧品、学習教材など)を大量に売りつける過量販売について、日常生活で通常必要とされる分量を著しく超える分量の商品やサービスを契約してしまった場合、契約後1年間はその契約を解除することができるようになりました。
 - ★医療脱毛など「美容医療」の一部が規制の対象として追加指定され、「契約書面」を受け取った日から8日間以内に通知すれば、関連商品の販売契約を含めて、無条件で契約を解除(クーリング・オフ)できるようになったほか、契約期間内であればいつでも、関連商品の販売契約を含めて中途解約もできるようになりました。
- これ以外にも消費者保護の規定がさらに強化されていますので、詳しいことは最寄りの消費生活センター・消費者相談窓口へお尋ねください。

ながさき消費生活館



長崎県消費生活センターは 新県庁舎に移転しました

移転先：長崎県庁舎 行政棟 2階

〒850-8570

長崎市尾上町3番1号（新県庁舎）

（移転前：長崎市大黒町3-1 交通産業ビル4階）

※ 相談時間や電話番号の変更はありません。

（電話または来所にてご相談ください。）

月～金 9:00～12:00 13:00～17:00

（土日祝・年末年始は休み）

☎ 095-824-0999

Fax. 095-823-1477



消費生活支援講座（講師派遣）のご案内



長崎県消費生活センターでは自立する消費者としての意識を高め、被害を未然に防止するため、各種講座に講師を派遣します。講師派遣に要する経費は無料です。

講座名	対象	テーマ
高齢者見守り講座	民生委員、在宅福祉に従事する方（高齢者を支援する団体等が主催する講座）	高齢者を狙う悪質商法の実態と対策
消費生活支援「シニア講座」	主に高齢者（自治会、高齢者団体等が主催する講座）	悪質商法に騙されない
消費生活支援「ヤング講座」	高校生・大学生など社会人となる前の方（高等学校、大学、PTA等が主催する講座）	賢い消費者となるために
消費者講座「くらしの安全」	一般消費者（市町、各種団体等が主催する講座）	知っておきたい！食べ物の知識 新しい洗濯表示と衣類のトラブル
消費生活学習会	一般消費者（市町、各種団体等が主催する講座）	消費生活に関して希望されるテーマ
PTA等研修会	PTA等が主催する講演会・研修会	親子で考える消費者問題など
金融経済学習会	小学生から一般消費者（団体、グループが主催する講座）	暮らしに身近な金融に関すること （長崎県金融広報委員会講座）

この情報は県消費生活センターの
ホームページでもご覧いただけます。

<http://www.nagasaki-shouhi.jp/>

ながさき消費生活館 検索



計量器に関するお問い合わせは

長崎県計量検定所

〒850-0047 長崎市銭座町3-3
TEL.095-844-9892 FAX.095-844-8844

編集 / 発行

長崎県消費生活センター

（長崎県 県民生活部 食品安全・消費生活課）

〒850-8570 長崎市尾上町3-1
TEL.095-824-0999 FAX.095-823-1477

消費生活の相談は



消費者ホットライン

局番なし ☎ 188

最寄りの相談窓口につながります